

ふうたのワンポイントレッスン

Vol.15 代理店監査におけるプロ代理店の体制（態勢）整備課題（5）

～ with コロナ対応・対策～

体制整備の豆知識の Part7、5 回目は with コロナ対応・対策についてお届けします。

【with コロナ対応・対策】

新型コロナの影響により、保険代理店は、今までの業務運営や行動習慣を大きく変革し、新型コロナ感染を意識した「with コロナ」の対応が今後は必要となってきました。

社員の感染リスク削減のために人が密集する通勤や打合せ・会議、飲食を共にする会食など密集を避けなければなりません。しかし、保険の業務運営に関しては、顧客対応を継続して実施する必要があります。

改正保険業法で求められている体制整備にプラス、コロナ対応・対策を加えた働き方の態勢整備が必要となりました。

では、具体的にはどうすれば良いのでしょうか？

今回、弊社が実施しているコロナ対応のための社内規程等の整備や対応マニュアルなどを参考例として紹介します。

（1）【テレワーク就業規則の策定・社内周知】

現在の就業規則に基づき、役職員が職場以外で勤務する場合、現行の就業規則自体は基本変更せず、別にテレワーク就業規則(勤務規程)を策定し、自宅や社外での勤務ができるようにします。

従来の混む時間帯の就業時間に出社しないで済むため、通勤によるコロナ感染リスクが回避でき、通勤時間も削減できるので、通勤ストレスも無くなり、業務の効率化や生産性向上と生活の質の向上も可能となります。

テレワークの導入により、会社に出社して就業する働き方から、自宅や社外でも業務ができる多様な働き方が可能となります。

（2）【新型コロナウイルス感染症への対応通知】

新型コロナウイルス感染症の予防策や感染が疑われる場合の対応などについて、会社として次のような原則的な対応を取りまとめ、社内通知することが必要です。

1. 「社員(本人)または同居の家族が感染した場合、または感染が疑われる場合(濃厚接触者)の対応」

- ・社員から感染者が発生した場合、感染者または濃厚接触者は原則1～2週間程度の自宅待機（全社または部門は実質的な業務停止状態）とする。
- ・「本人または同居家族」について、感染が疑われる場合や感染が確定した場合、あるいは濃厚接触者となった場合は、就業規則に基づき一定期間の自宅待機（出社禁止）措置を行う。

2. 「新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの作成・共有」

原則的な対応手順をマニュアルにとりまとめ、次の場合はマニュアルを確認し、対応する。

〔本人の場合〕

- ・感染を疑わせる発熱・咳など風邪の症状等が出た場合
- ・症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合
- ・感染が確定した場合
- ・濃厚接触者となった場合

〔同居家族等の場合〕

- ・同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合
- ・同居家族等が濃厚接触者になった場合
- ・同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合
- ・同居家族等の感染が確定した場合

〔新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口〕

「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に電話相談窓口を記載し、心配な症状がある場合は、まず窓口へ電話相談する。

3. 「感染予防策」

日常生活の中で集団感染のリスクが高まる次の「3密条件」が同時に重なるような機会は避ける。

「換気の悪い密閉空間」

「多くの人が密集」

「近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会食での会話や公共交通機関」

また、マスク着用、手洗いや咳エチケットなど感染予防策を徹底する。

業務上の留意点などについて、次に参考として紹介します。

〔社内における留意点〕

〔通勤〕

- ・時差出勤など勤務制度を活用するなど可能な範囲で前記「3密条件」の緩和を心掛ける。

〔勤務中〕

- ・入館時、検温や手指のアルコール消毒を徹底する。
- ・手洗い、うがいを励行する。

・可能な範囲で、職場の換気を定期的実施する。

[休憩・昼食]

・各部門の勤務制度を活用して、可能な範囲で休憩時間の時間差の取得を実施する。

・レストラン、職場等で向かいあつての飲食は避け、黙つて食べる。

[来客対応]

・入館時、検温や手指のアルコール消毒をしていただくよう案内する。

[研修・説明会・会議・打合せ等]

・複数の外部者を招いて実施する場合は、前記「3密条件」に該当しないよう配慮し、検温やマスク着用等の対策をお願いする。

(社外における留意点)

[お客さまや取引先等訪問]

・相手先（お客さまや取引先など）の意向や社内ルール等に応じて対応する。

・できるだけ直接訪問せず、Web 打合せなどの非対面での工夫をお願いする。

[移動・出張]

・相手先のリスク・負担や対面での必要性を吟味したうえで実施する。

・長距離の移動は一定のリスクを伴うので、前記「3密条件」を避けるよう十分に配慮した方法で対応する。

[各種セミナー・会合等参加]

・業務に関係する不特定多数が参加するセミナー・会合等への出席は、原則として禁止とする。極力 Web 会議やリモート対応などをお願いする。

(その他の留意点)

[検温とマスクの着用]

・毎朝の体温測定など健康チェックする。発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養する。

・業務において感染者が多く発生している地域へ行った後など、感染リスクを感じた場合は、一定期間検温やマスクを着用する。マスクは、感染を拡大させないためにするものと理解してもらう。

[宴会・懇親会等]

・不特定多数が参加するような社内外の宴席への参加は、原則として禁止とする。

就業時間以外の行動（プライベート）についても同様に十分に配慮するようお願いする。感染防止の3つの基本の 身体的距離（できるだけ2m・最低1m）の確保、マスクの着用、手洗いを基本的感染対策として励行する。

「新型コロナウイルス感染症への対応(社内通知)」

新型コロナウイルス感染症の予防策や感染が疑われる場合の対応(本人・家族感染)などについて、会社として原則的な対応を取りまとめ、全社員に社内通知する。

[新型コロナウイルス対策マニュアル(策定)]

本人が感染を疑わせる症状等が出た場合、感染した場合、濃厚接触者となった場合、また同居の家族等の場合など各自治体の相談窓口の連絡先をまとめておくことが大切です。

作成：日本代協アドバイザー 日本創倫株式会社 代表取締役(CEO) 山本 秀樹

配信：日本代協事務局